

(別紙)

答申番号：答申第5号（諮問第5号）

答 申 書

第1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、公開等を決定した処分は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

平成31年3月12日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成13年沖縄市条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

（仮称）沖縄市多目的アリーナ施設等整備CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託（以下「CM業務」という。）

- ① 管理技術者等の資格及び実績要件が確認できる資料
- ② 業務を受託した場合の履行について、問題点を検討し、改善策の提案を行い、発注者の承認を得た資料
- ③ 委員会運営支援業務の学識経験者の参加する委員会資料
- ④ 成果物の報告書、打合せ資料、議事録一式

3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、以下の文書を特定した。

【上記請求内容①】

- (1) 管理技術者の資格証の写し、管理技術者の経歴及び実績等調書

【上記請求内容②】

- (1) 図面目録

【上記請求内容③】

- (1) 沖縄市多目的アリーナ等整備実施設計技術支援者プロポーザル採点表

- (2) (仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備実施設計技術支援者選定プロポーザル 技術提案書

【上記請求内容④】

- (1) (仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備 CM 業務報告書

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり決定を行った。

【上記請求内容①】

平成 31 年 4 月 11 日付、沖市プ進第 411001 号 公文書部分公開決定

【上記請求内容②及び④】

令和元年 5 月 31 日付、沖市プ進第 531007 号 公文書部分公開決定

【上記請求内容③】

令和元年 5 月 31 日付、沖市プ進第 531006 号 公文書公開決定

以下、上記請求内容④に対する令和元年 5 月 31 日付、沖市プ進第 531007 号公文書部分公開決定を「本件処分」という。

5 審査請求

令和元年 6 月 10 日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公文書部分公開決定を取り消し、請求にかかる公文書をさらに特定したうえで、該当公文書を全部公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

公開された議事録には、議事録の取りまとめの過程の中で整理した「議事録の素案」が含まれていない為、全部公開することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明書の要旨

審査請求人が求めている CM 業務の「議事録の素案」は保有しておらず、最終的な議事録を報告書としており、当該業務報告書を部分公開している。

第5 調査審議の経過

- 1 令和3年6月18日 審査庁から諮問書を収受
- 2 令和3年10月1日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和3年10月19日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述）
- 4 令和3年12月10日 調査審議（事件整理・答申案の検討）

第6 審査会の判断

1 はじめに

本件請求において審査請求人は、CM 業務に関する公文書のうち、「④ 成果物の報告書、打合せ資料、議事録一式」に関する対象公文書の特定において、「議事録の素案」が含まれていないと主張している。

そこで、審査請求人が公開請求を行った対象に「議事録の素案」が含まれるかについて、以下、検討する。

2 本件請求文書④に関する文書の特定について

(1) 審査請求人が実施機関に公開を求めた内容は、CM業務に関する「④ 成果物の報告書、打合せ資料、議事録一式」である。

実施機関は、本件請求において公開を求められた公文書について、CM業務の受託者が成果物として実施機関へ提出した「業務報告書」を特定しており、当該業務報告書には、最終的な議事録が含まれている。

また、当該対象公文書の特定において実施機関は、審査請求人が公文書公開請求書に記載した「成果物の」という文言を捉え、成果物として実施機関へ提出された業務報告書が該当するものと判断し、同じく「議事録一式」についても、当該業務報告書の中に含まれることから、これを対象公文書として特定すれば足りるものと判断したとのことである。

つまり、審査請求人が指摘する「議事録の素案」については、公開を求める対象として認識していなかった。

(2) この点、議事録に関して「一式」との文言の意義を、より広く捉え「素案」を含むものとして柔軟に解釈する余地はあったといえる。

しかし、審査請求人において、明確に「成果物の」という限定を加えていることからすれば、「議事録一式」という文言に「議事録素案」を含めなかったとしても、そのことを以て、実施機関の判断が直ちに不合理なものであったと言うことはできない。

3 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象公文書として第2 - 3に掲げる文書を特定し部分公開を決定した処分に、何ら違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付帯意見

情報公開制度は、基本的人権としての知る権利を実効的なものとし、市の

説明責任を果たすことにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるものとして、非常に重要な役割を担う制度である。

実施機関においては、条例の目的を達成するため、公文書公開請求における該当公文書の特定に当たっては、請求人が公開を求めた趣旨が全うされるよう、公文書の特定にやや欠ける請求に対しては、請求人に対し、公開を求めると文書の種類や文書名等について、より明確になるよう補正を促したり、補正の参考となる資料を提供したりする等、市民がより簡易かつ効果的に公文書公開請求しうる環境を整えていく余地があると考えている。

令和3年12月15日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫